

職員の懲戒処分の公表について

令和8年8月19日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者および処分内容

(1) 公用車による人身事故

所属	市長部局
年齢	36歳
処分の対象となる行為の概要	公用車が国道1号を走行中、前方の車両が停止していたことに気付かず追突し、追突された車両がその前方で停止していた別の車両に追突した。この結果、直接追突した車両に乗車していた方が入院1泊およびその前方で停止していた車両に乗車していた方についても軽度の傷害を負わせた。
処分内容	戒告
処分年月日	8月19日

(2) 自家用車による人身事故

所属	市長部局
年齢	44歳
処分の対象となる行為の概要	通勤のため自家用車を運転中、スマートフォンの操作に気を取られたことにより、わき見をしたことで運転操作を誤り、バス停でバスを待っていた方に衝突し、入院1か月、全治3か月の傷害を負わせた。
処分内容	減給10分の1 6か月
処分年月日	8月19日

2 市長コメント

このたびの事故により被害にあわれた方とそのご家族に対し、深くお詫び申し上げます。

職員には、日頃から交通法規を遵守し、安全運転を徹底するよう注意喚起しているところですが、このような事故が発生したことは誠に遺憾であり、重く受け止めております。また、市民の皆様の市政に対する信頼を損なうこととなりましたことについても、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を教訓として、職員一人ひとりが公務員としての自覚と責任を持って行動するよう、改めて交通安全および服務規律の徹底を図り、再発防止と市民の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。